

課長	副課長	係長	回議	係	入力日	入力者	印影入力
					/		

組合員→所属所→共済組合

共済貯金加入申込書

私は、徳島県市町村職員共済組合貯金規程を承知の上、次のとおり共済貯金に加入します。

申込日	令和 年 月 日
所属所名	
組合員番号	—
(フリガナ)	
組合員氏名	
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日

共済貯金お届け印 (必ず押印してください。)

・お届け印は、解約・払戻しの際に必要となります。
・印影は機械で読取りますので、鮮明に押してください。
・ゴム製等劣化する印鑑は使用できません。
・かすれた場合は、枠内の余白に押しなおしてください。

○非課税貯蓄制度(マル優)適用調査(所得税法第10条第1項)

非課税	課税
1 障害者	3 該当なし
2 母子等 その他	

・マル優による非課税扱いを希望される場合は1又は2の該当番号を、それ以外の方は3を○で囲んでください。(未記入の場合「3. 該当なし」とみなし課税扱いとします。)
・マル優制度利用の場合、最初に非課税貯蓄申告書等の提出が必要ですので、貯金係までご連絡ください。

○積立額を記入してください。(※③臨時積立のみ利用する場合、以下は記入不要です。)

翌月から、次の積立額により積立てを開始します。

※ 積立開始月の前月20日 共済組合必着です。

- ・ 積立額 (※千円単位で先頭に「¥」を付けてください。積立しない欄は記入しないでください。)

		定例積立額 (上限 30万円)					
		十万	万	千	円		
① 定例積立	毎月の給与から			0	0	0	円を積み立てます。

		賞与積立額 (上限 各50万円)					
		十万	万	千	円		
② 賞与積立	6月の賞与から			0	0	0	円を積み立てます。
	12月の賞与から			0	0	0	円を積み立てます。

- ③ 臨時積立 臨時積立は、阿波銀行窓口からいつでも積立てができる方法です。
この加入申込書を共済組合が受理した日から、臨時積立ができます。

上記のとおり申込書を送付します。

令和 年 月 日

職名
所属所長
氏名

徳島県市町村職員共済組合理事長 様

※この申込書は、各所属書の共済事務担当課を経由し、共済組合へ提出してください。

なお、締切日に間に合わなかった場合は月遅れの積立開始となります。

※賞与積立は、積立開始月以降の最初の6月・12月から開始となります。

※本申込書により、組合員期間中に旧規程による定期貯金が満期を迎えたら、満期日付で臨時積立として移行されます。

※任意継続組合員の方は、①定例積立及び②賞与積立はできません。